

## あっせん委員会の運営状況（平成 20 年度第 3 四半期）

平成 21 年 1 月 27 日  
全 国 銀 行 協 会

### 1. 四半期別／業務分類別申立件数等

#### (1) 四半期別新規申立件数

- ① 平成 20 年度第 3 四半期（平成 20 年 10～12 月）（以下「当四半期」という。）における、あっせんの申立件数は 15 件であり、全て顧客からの申立てであった。  
② 当四半期中、あっせん委員会は 3 回開催され、10 件の申立案件について適格性の審査を行ったところ、受理が 7 件、不受理が 3 件となった。

（単位：件）

	平成 20 年 10～12 月	平成 21 年 1～3 月
申立受付件数(=①+②+③)	<b>15(11)</b>	/
うち、あっせん委員会による適格性審査後、受理件数(①)	<b>7(6)</b>	/
うち、あっせん委員会による適格性審査後、不受理件数(②)	<b>3(0)</b>	/
うち、あっせん委員会による適格性審査の未済件数(③)	<b>5(5)</b>	/

（注）カッコ内の数字は、認定投資者保護団体としてのあっせん業務の件数で、内数である。

#### (2) 四半期別あっせん手続件数

（単位：件）

	平成 20 年 10～12 月	平成 21 年 1～3 月
前四半期末継続件数(A)	—	<b>11(10)</b>
当四半期中新規申立件数(B)	<b>15(11)</b>	/
当四半期中終結件数(C=a+b+c+d)	<b>4(1)</b>	/
うち、あっせん委員会によるあっせん案の提示件数(a=ア+イ)	<b>1(1)</b>	/
うち、和解件数(ア)	<b>1(1)</b>	/
うち、不調件数(イ)	<b>0(0)</b>	/
うち、申立人からの申立て取下げ件数(b)	<b>0(0)</b>	/
うち、あっせん委員会によるあっせんの打切り件数(c)	<b>0(0)</b>	/
うち、あっせん委員会による適格性審査後、不受理件数(d)	<b>3(0)</b>	/
当四半期末継続件数(=A+B-C)	<b>11(10)</b>	/

（注）カッコ内の数字は、認定投資者保護団体としてのあっせん業務の件数で、内数である。

(3) 当四半期における業務分類別の新規申立件数

- ① 当四半期において、新規にあっせんの申立てがあった紛争事案(15件)の業務分類別の件数は、下表のとおりである。  
 ② なお、この分類は、申立書等に記載された紛争事案の内容をもとにあっせん委員会事務局が分類し、集計したものである。

(単位:件)

業務分類	詳細	件数
会員銀行	店舗運営	1
預金業務	外貨預金	2
	デリバティブ組込預金	1
貸出業務	貸出全般	1
	住宅ローン	1
外国為替業務	為替予約	1
デリバティブ業務	金利・通貨スワップ等	7
その他の銀行業務	代理事務	1

**2. あっせんの申立て事案の概要とその結果**

- ① 当四半期において、あっせん手続が終結した事案は4件である。  
 ② 当該終結事案のうち、あっせん委員会からあっせん案の提示を受け、和解した件数は1件であった。また、あっせん委員会による適格性審査の結果、不受理とされ終結した事案が3件あった。それら4件の事案の概要は、次のとおりである。

事案番号	申立人の性別・年齢	紛争の概要 (申立人および会員銀行の主張)	あっせん手続の結果
20年度(あ) 第1号	法人	<p>&lt;申立人の主張&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、先に約定していたデリバティブ取引は、その後に約定したデリバティブ組込預金(以下「預金」という)が担保になっているものと理解しており、後者の預金を解約したことにより前者のデリバティブ取引も解約されているものであると思っていた。</li> <li>・当社は、決済日に決済金が口座引落しされていることで、デリ</li> </ul>	<p><b>【申立受理 → 和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年11月4日のあっせん委員会において、「適格性あり」として受理され、11月27日のあっせん委員会において申立人および会員銀行から事情聴取を実施した。</li> <li>・あっせん委員会は、当事者双方からの主張を聴取したうえで、①デリバティブ取引と預金契約の各条項を対照させてみたところ、後者が前者の担保となっていたことを認めるに</li> </ul>

事案番号	申立人の 性別・年齢	紛争の概要 (申立人および会員銀行の主張)	あっせん手続の結果
		<p>バティブ取引が継続されていることを知った。預金の解約により、以後有効なデリバティブ取引は一切ないと考えており、決済金の返還を求めるとともに今後期日が到来する決済金ならびにその後の決済金が存在しないことを申し立てる。</p> <p>&lt;会員銀行の主張&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金がデリバティブ取引の担保になっており、預金が解約されれば自動的にデリバティブ取引も解約されるというような説明、そのように誤認させるような説明を当行の担当者は行っていない。</li> <li>・デリバティブ取引と預金契約が相互に独立した契約であることは、それぞれの契約締結時期が8か月以上離れていることから明らかであり、また、預金がデリバティブ取引の担保になっていないことは、そのような担保権設定契約書が取り交わされていないことから明らかである。</li> <li>・申立人は、当行との間で後日締結した特殊当座借越契約の担保として、上記預金契約の預金債権を供している。</li> <li>・そのため、申立人によるデリバティブ取引契約が解約されているという主張、および有効なデリバティブ取引契約の不存在の申立てについては了解できない。</li> <li>・また、申立人からのデリバティブ取引決済金の返還の申出には応じられず、今後支払期日が到来する決済金およびその後の決済金の不存在の申出についても了解できない。</li> </ul>	<p>足りないばかりか、却って、その各締結日が8か月以上離れている等を考慮すると、それぞれが独立した契約であって法的に何らの関係もないことが明らかであること、加えて②その後申立人が当該会員銀行との間で別途締結した特殊当座借越契約の担保として上記預金契約の預金債権を供していることからすると、申立人の主張を認めることはできないと判断し、申立人に対して複数の解決案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その結果、申立人からはデリバティブ取引を中途解約する（これに伴う相手方会員銀行による中途解約清算金および決済金等の損失の補てん無し）との解決案を選択するとの回答があり、これを相手方会員銀行も受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 20 年 12 月 25 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
20 年度(あ) 第3号	男性・ 60 歳台	<p>&lt;申立人の主張&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共性の高い金融機関では、安全・安心の為、盲導犬等以外の「ペットとしての」犬の入店は、全店・全面禁止を要望する。</li> </ul>	<p><b>【申立不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年 11 月 27 日のあっせん委員会において、規則 24 条1項8号(事柄の性質上、あっせん手続の利用が適当でない)に該当すると判断され、「適格性なし」としてあっせん</li> </ul>

事案番号	申立人の 性別・年齢	紛争の概要 (申立人および会員銀行の主張)	あっせん手続の結果
		<p>&lt;会員銀行の主張&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットの同伴に関しては、行内に画一的なルールを制定していない。</li> <li>・今回の申出についても、営業店としての対応方針を回答することは可能だが、全店で画一的な対応を約束することは難しく、貴重なご意見として本部へ連絡する旨をお伝えしたが、ご納得いただくことができなかった。</li> <li>・しかし、公共性の高い銀行として、補助犬等の積極的な受入をお客様に対して提示する重要性も認識していることから、「ほじょ犬」ステッカーを全店の店舗入口に添付することとした。また、行内統一ルールとして、「ほじょ犬」を除くペット同伴をご遠慮いただくこととする。</li> </ul>	<p>手続を終了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、申立人に対しては、相手方会員銀行は申立人の主張に沿った内容の措置を講じる旨の回答があったことをあっせん委員会から連絡した。</li> </ul>
20 年度(あ) 第4号	男性・ 60 歳台	<p>&lt;申立人の主張&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客である私に無断で 309,000 円が私の預金口座から引き出されていることを確認した。銀行に事由を問い合わせたが、税務当局からの指示だから仕方がないの一点張りである。銀行に対して預金口座の早期遡及措置と謝罪を求める。</li> </ul> <p>&lt;会員銀行の主張&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は地方税法にもとづく正式な差押えであり、かつ裁判所の差押と異なり、転付的効力を有する。</li> <li>・徴税者は差押によりその被差押債権を取立ることができ、第三債務者である銀行からその預金の給付を受けることができる。</li> <li>・申立人には徴税権者から差押後にその旨の通知がなされて</li> </ul>	<p><b>【申立不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年 11 月 27 日のあっせん委員会において、規則 24 条1項8号(事柄の性質上、あっせん手続の利用が適当でない)に該当すると判断され、「適格性なし」としてあっせん手続を終了した。</li> <li>・なお、申立人に対しては、地方税の滞納処分は、徴収権者が地方税法にもとづき租税債権を強制的に実現する手段であり、第三債務者たる相手方会員銀行に滞納者たる申立人に対する連絡等を義務付けるものではないことをあっせん委員会から連絡した。</li> </ul>

事案番号	申立人の 性別・年齢	紛争の概要 (申立人および会員銀行の主張)	あっせん手続の結果
		<p>いるはずであり、徴税自体に問題があるというのであれば、銀行ではなく徴税権者に対して不服の申立等をするべきである。</p>	
20 年度(あ) 第9号	女性・ 80 歳台	<p>&lt;申立人の主張&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行の支店課長から融資協力依頼があったので、その依頼に応じてお金を借りた。その後借りたお金を一旦返済した形にして欲しいとの要請があり、一旦返済した。しかし、銀行はそのような事実はないと言って返済金を返してもらえない。返済金を返してほしい。</li> </ul> <p>&lt;会員銀行の主張&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当行にはその当時、申立人に融資をした記録はない。</li> <li>また、申立人が主張する支店課長は、申立のあった取引当時、既に遠隔の支店に転勤しており、申立人の主張する支店の業務には関与し得ない。</li> </ul>	<p><b>【申立不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年 12 月 25 日のあっせん委員会において、規則 24 条1項 2 号(紛争の原因である取引の取引日から5年が経過している場合)に該当すると判断され、「適格性なし」としてあっせん手続を終了した。</li> </ul>

以 上